

議員提出議案



市道の舗装老朽化に伴う舗装改築事業の拡充を求める決議

提出者……後藤修一議員ほか文教経済常任委員会委員5名

本市は、熊本市の北東部に位置し、国道387号や主要地方道大津植木線など主要な県道を介し、また、平成30年度末には北熊本スマートインターチェンジが開通予定であり、県内でも有数の住環境が整い、企業集積など県政発展の一翼を担うほどの熊本都市圏の中核的な市である。

しかし、道路整備については、国県道を含む幹線道路の渋滞解消に向けた事業、旧町間の連携交流を図るための道路整備、児童生徒の安全確保のための歩道設置など、一定の成果は見えているが、生活道路の舗装改修等においては、年間10路線程度しか実施されていない。

市道に認定されている路線は、約1,200路線、延長は400キロに及び、その大部分は各地域の生活道路である。その生活道路には、舗装後一度も改修されていない市道、上下水道工事で継ぎ接ぎ

だらけの市道、幹線的な道路で大型車が通行し傷みのひどい市道など多数あり、合志市舗装維持管理計画に基づき舗装補修をおこなっているが、十分な改修ができていないのが現状である。

市民は、交差点改良や新しい道路ができて、渋滞解消や便利になることも期待しているが、自分たちが暮らす地域の住環境の整備、中でも生活道路が整備されることを切望している。

近年、傷んだ道路による車両の物損事故も多発しており、維持補修だけではなく、市民や通行者が、安全で安心して日常生活が送られるように、路線ごとの舗装改修をすることが喫緊の課題である。

以上のような状況を踏まえ、市の財政状況も厳しい状況ではあるが、市民の安心で安全な暮らしを守るためにも、特段のご配慮を賜り、市道舗装改修への予算拡充を要望する。



教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

提出者……後藤修一議員ほか文教経済常任委員会委員5名

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働は正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の

1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。



合志市福祉センター「みどり館」条例の改正

平成14年以来、16年間利用されてきた「みどり館」の入浴施設部分の使用を廃止するための改正である。1月のレジオネラ属菌検出以降休止となっていた。



合志市長等の給与及び旅費に関する条例の改正

固定資産税の納税者の一部の方々に、住宅用地に対する課税標準額の特例措置が適切に適用されず、過大に税額を算定していたことに伴い、その監督責任を明らかにするために、市長及び副市長の給料を10月から1カ月間、10分の1減額するものである。



熊本都市計画事業 御代志土地区画整理事業 施行条例の制定

8月24日、熊本県において、都市計画決定がなされたことを受けて、合志市が施行する御代志土地区画整理事業について、土地区画整理法第53条の規定に基づき、事業の範囲や事業所の所在地、費用負担など、当該事業の施行規定を条例で定めるものである。

条例制定・改正

今定例会では、条例制定1件、条例改正3件、条例廃止1件、広域連合の規約変更1件が提案されました。その主な内容をご紹介します。



熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更

広域連合議会の定数は、執行機関である市を代表する枠、町村を代表する枠、市議会を代表する枠、町村議会を代表する枠、それぞれ8名計32名で構成されていたが、今回の一部変更により、構成する市町村の長又は議員により組織するものへと変更し定数を「45人」へと増員を行うものである。

広域連合規約の一部変更



合志市立診療所の設置に関する条例の廃止

平成30年3月に菊池地域医療計画が改訂され、県内感染期の医療体制について、外来診療を行う自治体立診療所を開設することになっていたが、一般医療機関で診療を行うことになったため自治体立診療所設置の必要がなくなったことから廃止するものである。



合志市就学指導委員会条例の改正

文部科学省より「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」に基づき、所用の改正を行うものである。